



社会福祉法人

豊心会

令和4年度事業計画

作成日 令和4年3月18日

令和4年度事務業務計画

重点目標

- (1) 法人内の生産性向上に積極的に取り組んで行く。
- (2) 生産性検討委員会各チームの活動を通じて、生産性向上に活用できる情報等の収集を行いつつ、現状分析、機器選定、試験導入や必要な職員の意識改革等に主体的に取り組んで行く。

1.法人本部

- (1) 理事会・評議員会等運営や監事監査執行のための事務業務を滞りなく行う。
- (2) 本部運営に係わる各種登記手続きを滞りなく行う。
- (3) 年度事業計画・評価・事業報告を計画的に取りまとめ、事業の円滑化を推進する。

2.財務管理

- (1) 法令順守及び経営力向上に資する、診療報酬及び介護報酬、業務に関連する法令等について継続的に理解を深め、適正な管理に努める。
- (2) 財務諸表等電子開示と社会福祉充実財産の算定を行う。
- (3) 事業所単位で収支管理を行い、適正な戦略の策定及び修正を促し、収益性担保を図る。

3.人事労務

- (1) 関係機関等と連携し、計画的な求人活動を行うとともに、必要な宣材を制作する。。
- (2) 適正な労務管理に資する情報を収集・精査し、必要な規程及びマニュアル等の整備・改定や研修等を計画・実施することで、働きやすい職場環境作りを推進する。
- (3) 関連業務について電子申請を積極的に行い、ペーパーレス化及び事務処理の迅速化を図る。
- (4) 産業医及び衛生管理者等と連携しつつ、健康診断により要精検が出た方への再検査の要請及びチェック等、職員の健康管理に関する業務を適正に実施する。

4.庶務管理

- (1) 事務業務関連の書類について、適切且つ効率的に管理・運用できる環境整備を推進する。
- (2) 必要に応じて、行政等の関係機関へ速やかに調査報告・届出を行うとともに、届出書類及び各書式の電子申請を推進することで、ペーパーレス化・省力化・効率化を図る。

5.衛生管理

- (1) 日常の健康管理や居住環境の向上に努めるとともに、施設内に新型コロナウイルスやインフルエンザウイルス等が持ち込まれないように、衛生管理を徹底する。

6.設備管理

- (1) 建物・設備について、専門業者による法令定期点検を実施するとともに、必要に応じた補修を行い、建物・設備の安全性や本来機能を維持する。
- (2) 法人内の省エネルギー化による経費節減を継続的に検討する。又、電力・ガス等の自由化による価格改定や提供サービスを適宜で吟味し、光熱費等の削減を図る。

7.安全対策

- (1) 安全運転管理者と連携し、公用車の運用について適正な管理を行う。
- (2) 全職員が災害、利用者の事故防止等に取り組み、危険に対する認識、安全意識を高める。

介護老人福祉施設

【基本方針】

利用者 1 人ひとりの人権と生活を尊重し、本人が望む生活に合わせたケアを安心してサービス提供できるように、「利用者主体の生活と自立支援へ繋がるケアの提供を行う。」に重点をおき、多職種協働で取り組む。また、ご家族との信頼関係を築き、信頼と協力の中、ご利用者の希望に沿った施設サービスの提供する事で看取りケアに移行しても充実したサービスに繋がるように努める。

【重点施策】

1. 自立支援介護の更なる推進（機能訓練・口腔・栄養・認知症ケアの取組みの連携強化）及び個別ケアの向上に資する介護過程の展開力向上
2. より良い看取り介護の実践
3. 重度化防止（機能訓練・口腔・栄養・認知症ケアの取組みに資する多職種連携の強化、寝たきり防止、褥瘡ゼロ）
4. 組織内の連携強化
5. 感染症及び災害対策の強化
6. 生産性向上に向けた環境整備に必要な活動

【サービス目標】

1. 自立支援に向け、ご利用者一人ひとりが望まれる目的のある生活を提供し、毎日がその人らしく生活を送っていただけるよう、ADL の向上に取り組むとともに、介護過程の展開の基本である「情報の収集」→「解釈・関連付け・統合」→「課題の明確化」→「目標の設定」→「介護内容の決定」→「介護内容の実施」→「評価」という一連の流れについて質の高いサービスの実践を行う。
2. ご利用者・家族が望まれる終末期を迎えられるように、多職種協働し嘱託医の指示の下、チームで取り組む。
3. ご利用者の状態を把握し、専門的技術や福祉用具の導入を行いながら、多職種で連携し褥瘡ゼロ・身体拘束ゼロを達成する。
4. 組織内での情報を共有し、課題解決にむけて早期に取り組む。
5. 感染症対策により、制限がかかる中でも、ご利用者が家族との関わりを継続できるよう手紙やオンライン環境等を活用しつつ、感染症や災害に対応する BCP の策定を進めることで、利用者も職員も安心できるサービス提供を行う。

【業務目標】

1. 施設が地域の拠点となるよう、地域への情報発信や地域の資源の活用を行っていく。
2. 利用者がその人らしく生活が送れるように、本人の意向やケアプランに沿った24Hシートの更新をする。現在の介護マニュアルを把握する。介護技術の知識・習得に向けた勉強会・研修を行い、身体機能の向上や環境の調整に目を向ける。
3. 「その人らしさ」を知るために、色々な情報を収集し、職員間で共有を行い充実したケアに繋げる。
4. 権利擁護委員会を中心に利用者ごとに褥瘡の治癒・発生予防に努め、褥瘡管理を実施し、身体拘束発生時には、早期解決にむけて取り組む。
5. 業務の生産性を高めるために必要な活動を実践し、顧客満足及び働きやすい職場づくりを推進する。

【介護職 重点目標】

利用者主体の生活と自立支援へ向けて必要なケアの提供を行う。

介護マニュアルに沿った介護技術の習得に取り組む。

各ユニット目標

【あさがお】

- ・日々の生活の中で一緒に植物栽培やメダカ飼育などを行う事で、楽しみを感じていただき、生活意欲の向上、自立支援に繋げる。
- ・状態変化があればユニット職員からスピード感を持ってアプローチする事で、関連職種と共同しADLの低下、褥瘡、拘縮などの重度化予防に努める。
- ・利用者の日々の様子などを家族へ伝えられるように、ユニット内で話し合い工夫する。

【すいせん】

- ・利用者の状態変化に職員一人一人が着目し、他職種と連携しながら出来ることを維持し、重度化予防に努め、出来なかったことが出来るようになる事で、生活意欲の向上に繋げる。
- ・感染対応の中でも安心出来るように、LINE 電話だけでなく利用者と手紙を書いたり、日々の様子を写真に撮るなど家族様との関わりを増やしていく。

【つばき】

- ・他職種との情報共有の強化（報・連・相）。それぞれの専門知識を持ち寄り、利用者のニーズに応じられるよう、機能訓練等を行い、ADLの低下を防止し、質の高いケアに取り組む。
- ・利用者と家族との関わりが出来にくい時でもあるが、職員一人一人が工夫し、家族との関わりが途切れないようにしていく。看取りケア移行後も、本人・家族の意向に沿えるようにする。

【ぼたん】

- ・日常生活の中で職員一人一人が、利用者からやりたい事を聞き出し、個々の利用者様に合ったレクリエーションや体操を考え・共有し、定期的実施していく事で利用者に活気のある生活を送って頂き、重度化防止に繋げていく。
- ・居担を中心にLINEで利用者様の現在の写真や様子を家族様に定期的に連絡していく。また、手紙の書ける利用者には手紙を書いてもらう事で、コロナ禍でも家族様との繋がりを大切にし、信頼関係を築いていく事で看取り介護の充実を図る。

【ゆり】

- ・利用者様の意欲を引き出し、レクリエーションや手作業を行い残存機能の維持・向上に努めていく。「一日一笑」
- ・口腔ケア、陰部洗浄などを意識して行い、肺炎や尿路感染症など引き起こさないよう、日頃から清潔保持に努める。

【ひまわり】

- ・感染症対策の中でも、ユニットでできる料理作りや創作活動を行い、利用者がしたい事を引き出していけるよう計画し実行していく。
- ・食事前のパタカラ体操や手の運動をできるタイミングで行っていく。居室で臥床されている事が多い利用者の拘縮予防など多職種で連携し、重度化予防につなげていく。

【口腔ケアの推進】

要介護者が生活する当施設において、自力で口腔ケアを行うことが困難な高齢者や自力で口腔ケアが出来ても、加齢により十分な動作が出来ず、口腔内が不衛生となるリスクを抱える高齢者が多い。その為、日頃の歯磨きの習慣化支援の他、歯科医師・歯科衛生士の指導の下、口腔ケアの支援を行っていく。

—各部門—

生活相談員

1. 利用者・家族の思いをくみ取り、利用者の自立支援生活に目を向け、カンファレンスを定期的に関き、情報を発信していく。
2. 入所待機者の把握と、スムーズな入所を進める。
3. 家族・関係機関との連絡・調整を密に行う。(入退所・入退院等)
4. 医療と介護の連携に目を向け、施設利用に繋がる定期的な営業を居宅・病院・包括等に行い関係性を築きつつ、診療報酬及び介護報酬、その他関連する制度について情報の収集と提供及び活用を推進する。(積極的に関わりを増やす)
5. 終末期に向け、医師・利用者・家族と連携をとり、家族の思いや意向を伝え多職種連携にて取り組む。

6. ショートステイの生活相談員と連携し、空床利用の活用を行っていく。
7. 地域の社会資源である意識を強く持ち、地域に目を向けていく中で、福祉なんでも相談窓口、ACP相談窓口の担当者として包括的支援展開が可能な専門人材としてのスキルアップに努める。

介護支援専門員

1. ケアマネジメント力の向上（適正な介護過程の展開）に努める。
2. 生活に意欲がもてるケアプランの作成。他職種で共有し、毎日その人らしく生活を送って頂けるように「やりたいこと」「目標」を実現し、自ら出来る事が取り戻せる生活支援の提供。
3. 利用者の状態を観察し、専門的技術や福祉用具を使用した支援の中で、自立支援・重度化防止に繋がる支援をチームで取り組む。
4. 他職種で共有・連携して看取りケアに取り組む。看取りケア後は振り返りカンファレンスを開催する。
5. 介護業務に携わり、利用者との関わりの中で状態把握を行い、ケアプランに反映する。
6. 家族と情報共有を行い、利用者と家族の架け橋となり、生活がより充実するように取り組む。
7. 特別養護老人ホームが地域の社会資源である意識を強く持ち、地域に目を向けていく。
8. 医療機関のMSW等と積極的に連携を図りつつ、診療報酬及び介護報酬、その他関連する制度について情報の収集と提供及び活用を推進する。（積極的に関わりを増やす）

看護師

1. 褥瘡予防に向けて、栄養課と連携を密にし、利用者の栄養状態の把握と褥瘡のリスクの高い方のアセスメントとリスクを軽減する提案を行う。褥瘡管理については、褥瘡ケア計画に従って評価を継続し、早期治癒を目指す。また、褥瘡を発生させないように介護職員との連携に努める。
2. 重度化予防に向けて、食事摂取量の低下・ADLの低下・全身状態の悪化などが目立つようになってきた利用者については、他職種で情報共有を行い、定期的にカンファレンスを行い、改善していく。
3. 看取り期に入った利用者が穏やかに終末期を過ごせるように、ご家族を含め他職種連携でカンファレンスを実施し、ケアの評価を行い改善していく。
4. ご利用者の医療機関での退院カンファレンス、受診でのその病気によって今後起こりうることや注意点を情報発信していく。
5. インフルエンザ・ノロウイルス・コロナウイルスなどの感染症の予防と発症時に拡散しないように、マニュアルに従って的確な指示を出し、二次感染を防ぐ。また、必要に応じて見直しや研修を行い、抑制に努める。
6. 看護業務の生産性向上に必要な改善活動を行い、働きやすい職場環境整備を推進する。

機能訓練指導員

1. 日常生活の課題分析やアセスメントを定期的に行い、ご利用者の機能維持に努める。
2. 他職種で情報共有し、目標に対して一貫性のあるサービスを提供する。
3. 自立支援や重度化防止を目的に、ユニット内で行える自主トレーニングを提案する。
4. 集団で機能訓練や嚥下体操、口コモ体操等を取入れ、生活に活力が見出せるよう支援する。

食事提供部門事業計画について（特養）

1. 医療との連携と栄養状態の維持・改善の取り組み

①栄養ケアマネジメントの実施

- ・利用者の栄養状態、嗜好、摂食・嚥下状態などを把握し、多職種協働で利用者ごとの栄養ケア計画を作成する。
- ・計画に沿って栄養管理を行い、定期的に栄養状態など実施状況の記録と評価をし、必要に応じて計画の見直しを行う。

②栄養マネジメント強化加算の算定

- ・低栄養状態のリスクが高い利用者に対し、多職種共同で作成した栄養ケア計画に従い食事の観察を週3回以上行い、利用者ごとの栄養状態、嗜好などを踏まえた食事の調整などを実施する。
- ・利用者が退所する場合において、退所後の食事に関する相談支援を行う。
- ・利用者ごとの栄養状態の情報を厚生労働省へ提出、必要な情報を活用する。

③経口維持加算（I）の算定

- ・摂食機能障害を有し誤嚥が認められる利用者について、医師の指示に基づき、多職種協働により経口維持計画を作成する。
- ・計画に従い、継続して経口による食事摂取を進めるための特別な管理を行う。

2. 行事食、変わり献立の実施

普段の食事では家庭的な雰囲気を味わっていただける献立を提供し、定期的に季節感のある食事やお祝いの食事を提供することで生活の中の楽しみにしていただけるよう実施する。

①施設行事および年中行事に合わせた行事食の実施（表1 年間予定表）

施設での食事が単調なものにならないよう、季節感を味わい楽しく食事をしていただけるよう工夫する。食事とともに行事に合わせたカードを添えるなど、食事以外でも楽しんでいただけるように雰囲気作りにも配慮する。

②選択食の実施

食事が選択できることで、より利用者の嗜好に合わせた食事を提供する。
また、食事を選択する楽しみをもっといただく。

③施設内でのおやつ作りやお茶会の実施

施設全体、フロアごとなどで季節のおやつ作りやお茶会を開くなど楽しみや意欲をもって参加していただける行事を計画する。

3. 安心、安全な食事提供の実施

①給食委員会の開催

月に一度、厨房委託業者と施設職員が集まり、意見交換を行う。よりよい食事提供ができるように試食会も行う。新メニューの導入や見た目や香りまで楽しんでいただける食事提供を目指す。

②嗜好調査の実施

アンケートや聞き取り調査などを実施し、喫食状況や残菜調査の結果も合わせて、食事内容の見直しや献立の検討を行なう。

③嚥下調整食の検討と改善について

- ・嚥下調整食に基づいた食事形態がより良い物になるようゲル化剤の種類や、濃度、切り方などの検討をする。
- ・施設内の嚥下調整食の普及のため、嚥下調整食の表を作成し掲示する。

④衛生管理について

食中毒、異物混入、感染症の予防を徹底する。厨房内の清潔を保ち、適切な食材の管理と取扱い、温度管理などを行なう。また、服装等も清潔を心がけ、健康管理に努める。

⑤緊急時の食事提供につて

- ・感染症、災害等の緊急時に備え、備蓄品(備蓄食、食器等)を確保し、保管する。
- ・備蓄品、保管場所、調理作業内容等については厨房委託業者との話し合いにより対応を検討していく。また、防災訓練等で炊き出しの訓練を計画し実施したい。

4. 地域への貢献、認知

①地域イベントへの参加

地区の文化祭等に参加し、地域との交流を深めるとともに施設内での食事に対する取り組みについて紹介できる場をつくる。

②農福連携・地産地消について

地元の農家、障害者施設と連携をはかり(農福連携)、作っていただいた野菜やお米を施設内の食事やお料理クラブで使用する。食事に食材紹介のカードなどを付けて提供する。

また、地域イベントや施設内での行事等で食材手配をする際は、地元の食材や業者の利用を検討する。

表 1 行事食年間予定表

	予定献立
4月	春のお花見献立
5月	母の日献立
6月	父の日献立
7月	七夕献立、夏祭りなど
8月	夏野菜献立、お盆(おはぎなど)
9月	敬老会のお祝い献立
10月	お月見献立
11月	秋の味覚献立
12月	クリスマス献立、年越しそば打ち大会
1月	新年のお祝い献立、新年会、お雑煮
2月	節分献立、バレンタインの献立(デザートやおやつなど)
3月	ひな祭り献立、ひな祭りのおやつバイキング、お彼岸(ぼたもちなど)

短期入所生活介護

基本方針

利用者 1 人ひとりの人権と生活を尊重し、安心できるサービスを提供できるように「利用者主体の生活と自立生活へ向けての必要なケアの提供を行う」に重点をおき、多職種協働で取り組む。また、ご家族との信頼関係と協力のなか、利用者の希望に沿った在宅サービスの提供に努める。

重点施策

1. 自立支援ケアの強化及び個別ケアの向上に資する介護過程の展開力向上
2. 他職種・家族との連携強化
3. 組織内の連携強化
4. 感染症及び災害対策の強化
5. 生産性向上に向けた環境整備に必要な活動

サービス目標

1. 在宅生活が継続出来るよう、個々の状態に合わせた支援をしていくとともに、介護過程に展開の基本である「情報の収集」→「解釈・関連付け・統合」→「課題の明確化」→「目標の設定」→「介護内容の決定」→「介護内容の実施」→「評価」という一連の流れについて質の高いサービスの実践に多職種協働で取り組む。
2. 中重度者・認知症のご利用者の受け入れを強化し他職種・家族と連携し対応していく。
3. 組織内での情報を共有し、課題解決にむけて早期に取り組む。
4. 感染症対策により、制限がかかる中でも、利用者が家族との関わりを継続できるようオンライン環境等を活用しつつ、感染症や災害に対応するBCPの策定を進めることで、利用者も職員も安心できるサービス提供を行う。

業務目標

1. 利用者の意向やケアプランに添った24Hシートの作成・見直しを常に行う。
2. 利用者の身体状況を把握し、個々に合わせたケアを行い、ユニット内や他職種、家族と情報共有をしていく。
3. 職員一人ひとりが意識して利用者の希望や生活意欲が上がる環境を作る。
4. 認知症ケア・看取りケアの充実に向けた資質向上を図り、重度化にも対応していく。
5. 業務の生産性を高めるために必要な活動を実践し、顧客満足及び働きやすい職場づくりを推進する。

ユニット目標

【さくら】

1. 他者との交流やレクリエーション活動・行事などで生活意欲の向上を図り、在宅生活が継続できるようにする。
2. 認知症・重度の利用者の受け入れを可能とする為に、他職種と家族様との連携を図る。
3. 自立の方や独居生活の利用者との関りを深め、ユニット内で情報を共有する。

生活相談員

1. 定期的な営業活動を継続し、居宅・包括の介護支援専門員や病院の相談員と馴染みの関係を深めていく。又、診療報酬及び介護報酬、その他関連する制度について情報の収集と提供及び活用を推進する。(積極的に関わりを増やす)
2. 毎月の利用調整を行い、可能な限り急な依頼でも受け入れが出来るように調整していく。
3. 中重度者・認知症の方でも受け入れ出来るよう情報共有し、受け入れていく。
4. 特養の相談員と空床状況を確認しながら、空床利用を行っていく。
5. 利用者・家族が望む生活が送れるように情報収集し、他職種に情報提供していく。
又、在宅生活が継続出来るように、利用者・家族の困り事や不安な気持ちに寄り添い支援していく。
6. 地域の社会資源である意識を強く持ち、地域に目を向けていく中で、福祉なんでも相談窓口、ACP相談窓口の担当者として包括的支援展開が可能な専門人材としてのスキルアップに努める。

看護師

1. 利用者の身体状態・内服状況・排便状況を介護士と情報を共有していく。
2. 利用者の状態管理や異常時の早期発見の対応を行い、担当ケアマネ・相談員と連携し、かかりつけ医院に報告し指示を仰ぐ。又、介護士に状態を報告し情報の共有を行う。
3. 看取り期に入った利用者が穏やかに終末期を過ごせるように、かかりつけ医に報告・相談をしながら、ご家族を含め、他職種連携でカンファレンスを実施し、ケアを進めていく。
4. インフルエンザ・ノロウイルス、他の感染症の予防と発症時に拡散しないように、マニュアルに従って的確な指示を出し、二次感染を防ぐ。又、必要時に応じて見直し、研修を行う。抑制に努める。
5. 利用者の重度化に伴い、インスリン注射や在宅酸素の受け入れを行い、必要時に対応していく。
6. 看護業務の生産性向上に必要な改善活動を行い、働きやすい職場環境整備を推進する。

食事提供部門（短期入所生活介護）

1. 行事食、変わり献立の実施

普段の食事では家庭的な雰囲気を味わっていただける献立を提供し、定期的に季節感のある食事やお祝いの食事を提供することで生活の中の楽しみにしていただけるよう実施する。

①施設行事および年中行事に合わせた行事食の実施（表1 年間予定表）

施設での食事が単調なものにならないよう、季節感を味わい楽しく食事をしていただけるよう工夫する。

食事とともに行事に合わせたカードを添えるなど、食事以外でも楽しんでいただけるように雰囲気作りにも配慮する。

②バイキング、選択食の実施

新年会等の行事や昼食、おやつなどで定期的の実施できるよう検討する。

食事が選択できることで、より利用者の嗜好に合わせた食事を提供する。

また、食事を選択する楽しみをもっていただく。

④おやつ作りの実施

季節や行事に合わせておやつや食事を作るなど、楽しみや意欲をもって参加していただける行事を計画する。

2. 安心、安全な食事提供の実施

①給食委員会の開催

①給食委員会の開催

月に一度、厨房委託業者と施設職員が集まり、意見交換を行う。よりよい食事提供ができるように試食会も行う。新メニューの導入や見た目や香りまで楽しんでいただける食事提供を目指す。

②嗜好調査の実施

定期的にアンケートや聞き取り調査などを実施し、喫食状況や残菜調査の結果も合わせて、食事内容の見直しや献立の検討を行なう。

③ミキサー食の食事内容の改善について

ムース食がより良い物になるようゲル化剤の種類や、濃度、切り方などの検討をする。

④衛生管理について

食中毒、異物混入、感染症の予防を徹底する。厨房内の清潔を保ち、適切な食材の管理と取扱い、温度管理などを行なう。また、服装等も清潔を心がけ、健康管理に努める。

⑤緊急時の食事提供につて

感染症、災害等の緊急時に備え、備蓄品(備蓄食、食器等)を確保し、保管する。備蓄品、保管場所、調理作業内容等については厨房委託業者との話し合いにより対応を検討していく。また、防災訓練等で炊き出しの訓練を計画し実施したい。

3. 地域への貢献、認知

①地域イベントへの参加

地区の文化祭等に参加し、地域との交流を深めるとともに施設内での食事や行事に対する取り組みについて紹介できる場をつくる。

②農福連携・地産地消について

地元の農家、障害者施設と連携をはかり(農福連携)、作っていただいた野菜やお米を施設内の食事や調理レクなどで使用する。食事に食材紹介のカードなどを付けて提供する。徐々に回数を増やし、地元産の食材を多く使用する。

また、地域イベントや施設内での行事等で食材手配をする際は、地元の食材や業者の利用を検討する。

表 1 行事食年間予定表

	予定献立
4月	春のお花見献立
5月	端午の節句のお祝い献立
6月	おやつ作り、お弁当など
7月	七夕献立、夏祭りなど
8月	お盆(おはぎなど)
9月	敬老会のお祝い献立
10月	秋の味覚献立
11月	秋の味覚献立
12月	クリスマス献立、年越しそば打ち大会
1月	新年のお祝い献立、新年会、お雑煮
2月	節分献立、バレンタインの献立 (デザートやおやつなど)
3月	ひな祭り献立、ひな祭りのおやつバイキング、 お彼岸(ぼたもちなど)

年間行事予定表（特養・ショート）

4月	清掃ボランティア（第2日曜） お花見ドライブ
5月	母の日、菖蒲湯 防災訓練 ≪土砂災害・風水害紙上訓練（日中）≫ 清掃ボランティア（第2日曜）
6月	父の日 清掃ボランティア（第2日曜）
7月	古江幼稚園・山陰効果団地さんとの七夕会 清掃ボランティア（第2日曜）
8月	清掃ボランティア（第2日曜）
9月	敬老会 湖北中学校職場体験学習（3年） 清掃ボランティア（第2日曜）
10月	明翔苑祭り、古江地区文化祭 防災訓練 ≪震災・原子力災害・火災・総合≫ 清掃ボランティア（第2日曜）
11月	古江小学校との交流会、湖北中学校職場体験学習（2年） 福祉の魅力発信イベント参加（仮） 清掃ボランティア（第2日曜）
12月	クリスマス音楽会 年越し蕎麦打ち大会
1月	新年会、書初め、初詣
2月	節分祭、バレンタインデー
3月	ひな祭り、ホワイトデー、古墳の丘古曾志公園春祭り 防災訓練 ≪消火・通報訓練（夜間）≫ 清掃ボランティア（第2日曜）

※外出・買い物ツアー（ボランティアに協力を要請）

※新型コロナウイルス感染症の状況を鑑みて都度予定を検討していく

通所介護(介護保険事業・通常規模型)
総合事業 通所型サービス A (緩和型・従前型)

基本方針

通所介護(介護保険事業)

要介護状態になった場合においても、利用者が可能な限り住み慣れた地域・自宅にてその有する能力に応じ、自立した日常生活を送れるように、通所介護計画等に基づき個々に合わせた介護と機能訓練を実施し、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能向上・維持を目指す。又利用者家族からの相談に応じ、身体的及び精神的負担の軽減を図る。

通所型サービス A (総合事業 緩和型・従前型サービス)

利用者の能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、介護サービス(入浴・食事)や機能訓練を実施し、利用者の心身機能の維持を図る目的とする。

重点目標

1. 在宅生活が継続していくための自立支援及び個別ケアの向上に資する介護過程の展開力向上
2. 個別機能訓練の実施
3. 認知症高齢者及び中重度要介護者の利用拡大
4. 地域との連携

サービス目標

1. 利用者の意欲を引き出すとともに、潜在能力、利用者の強み、できそうな事を見出し発揮できるよう支援を行うとともに、要介護状態等の軽減または、悪化防止に役立つ支援を行う。
2. 浴室での利用者の動作及び浴室の環境を評価し、居宅の環境を踏まえた個別入浴計画の作成。
3. 認知症ケアに関する研修等を受講し知識・技術向上に努め、個々にあったケアを行い支援する。また、キャリア段位制度に基づく介護技術の研修を行い、統一したケアを行っていく。
4. 各居宅介護支援事業所の介護支援専門員と連携し、利用者及び家族のニーズに対応した通所介護計画書を作成する上で、介護過程の展開の基本である「情報の収集」→「解釈・関連付け・統合」→「課題の明確化」→「目標の設定」→「介護内容の決定」→「介護内容の実施」→「評価」という一連の流れを重視し、質の高いサービスの実践に多職種協働で取り組む。
5. 認知症高齢者や中重度要介護者を受け入れるため、環境整備、職員の介護力向上、介護を実施するためのシステム作り。
6. ボランティア及びインターンシップ、福祉体験学習等を積極的に受け入れ、活動を通じた地域交流及び地域の福祉人材の育成に貢献する。

●管理者

1. 予算管理及び良質なサービス提供に向けたマネジメントをおこなう
2. 利用に繋がるよう定期的な営業を居宅・病院・包括におこなう
3. 通所介護計画書の確認、評価の統括
4. 訪問看護ステーション・居宅介護支援事業所との連携
5. 福祉教育（介護の基礎的講座・体験）への参加
6. 実習生・ボランティアの受け入れの調整
7. 緊急時対応（BCPを基本として）
8. 地域の社会資源である意識を強く持ち地域に目を向けていく

●生活相談員

1. 新規利用者の受け入れ対応
2. カンファレンスの参加
3. 利用契約に関する対応（書類作成含む）
4. 通所介護計画書等の作成、評価の実施
5. 利用者、家族からの相談、連絡、助言の対応
6. 居宅、包括支援センター等へ定期的な営業活動の実施、診療報酬及び介護報酬、その他関連する制度について情報の収集と提供、活用の推進。（積極的に関わりを増やす）
7. 利用者ごとの心身の状況等の基本的な情報を、厚生労働省に提出
8. 利用者のADL値を測定し、厚生労働省に提出
9. 緊急時対応（BCPを基本とし、管理者と連携）
10. 苦情対応（管理者と連携）
11. 毎月デイサービス会議を開催。事業所の取り組み事項（行事・機能訓練）、自立支援に対してのプログラム作成、記録について確認し、支援状況を検討していく。
12. 実績管理及び請求業務
13. 勤務表の調整

●介護職員

1. ケアプランに基づいた援助計画の作成、実施
2. 楽しみ・生活感を感じて頂けるよう、計画的な行事の実施
3. コミュニケーション、その他の情報から利用者の潜在能力・出来そうな事を見出し、生活意欲に繋がる支援を行う
4. 利用者のADL値を測定・評価・厚生労働省に報告することで、身体的状況を把握する
5. 認知症ケア・介護技術に関する研修を受講し、知識、技術の向上につなげ、個別ケアの充実及び提供サービスの標準化を推進する

●看護師

1. 利用者の既往歴等を把握し、身体状態・内服状況等の情報を各職種と共有しつつ、予防・体調改善に繋がるカンファレンスを各職種と行う
2. 利用者の状態管理や異常時の早期発見の対応を行う。状態に変化があった場合、家族・担

- 当介護支援専門員・医師（説明の必要がある場合）へ報告する
3. 服薬マニュアルに準じて、服薬管理・服薬介助を行う
 4. 感染症の予防と発症時に拡散しないよう、マニュアルに従って的確な指示をし、二次感染を防ぐ。また、必要に応じてマニュアルの見直し、研修を行う
 5. 職員の健康チェック・健康管理を行う。

●機能訓練指導員

1. 個別機能訓練計画書の作成、実施、評価を行う
2. 居宅介護支援事業所、家族、利用者へ訓練（計画書の同意）についての報告を行う
また、多職種と連携し、利用者の状態の維持・改善に繋がる計画書を作成する
3. 利用者ごとの心身の状況等の基本的な情報を、厚生労働省に提出する
4. 介護職員へ利用者ごとの介助方法の伝達・指導を行う

●運転手

1. 送迎業務（車両準備、車両点検、運転等）
2. 家族からの連絡事項（利用者の特変事項等）を相談員、看護師へ速やかに報告
3. 自宅迎え時、利用者の体調に変化がないか検温を実施する
4. 車両の整備（清掃、ガソリン補充等）

食事提供部門（デイ）

1. 行事食、変わり献立の実施

普段の食事では家庭的な雰囲気味わっていただける献立を提供し、定期的に季節感のある食事やお祝いの食事を提供することで生活の中の楽しみにしていただけるよう実施する。

①施設行事および年中行事に合わせた行事食の実施（表 1 行事食年間予定表）

施設での食事が単調なものにならないよう、季節感を味わい楽しく食事をしていただけるよう工夫する。

また、食事とともに行事に合わせたカードを添えるなど、食事以外でも楽しんでいただけるように雰囲気作りにも配慮する。

②バイキング、選択食、料理作りの実施

新年会等の行事や昼食、おやつなどで定期的に実施できるよう検討する。

食事が選択できることで、より入所者の嗜好に合わせた食事を提供する。

④おやつ作りの実施

季節や行事に合わせておやつや食事を作るなど、楽しみや意欲をもって参加していただける行事を計画する。

2. 安心、安全な食事提供の実施

①給食委員会の開催

月に一度、厨房委託業者と施設職員が集まり、意見交換を行う。よりよい食事提供ができるように試食会も行う。新メニューの導入や見た目・香りまで楽しんでいただける食事提供を目指す。

②嗜好調査の実施

アンケートや聞き取り調査などを実施し、喫食状況や残菜調査の結果も合わせて、食事内容の見直しや献立の検討を行なう。

③嚥下調整食の検討と改善について

嚥下調整食に基づいた食事形態がより良い物になるようゲル化剤の種類や、濃度、切り方などの検討をする。

また、施設内の嚥下調整食の普及のため、嚥下調整食の表を作成し掲示する。

④衛生管理について

食中毒、異物混入、感染症の予防を徹底する。厨房内の清潔を保ち、適切な食材の管理と取扱い、温度管理などを行なう。また、服装等も清潔を心がけ、健康管理に努める。

⑤緊急時の食事提供につて

感染症、災害等の緊急時に備え、備蓄品(備蓄食、食器等)を確保し、保管する。備蓄品、保管場所、調理作業内容等については厨房委託業者との話し合いにより対応を検討していく。また、防災訓練等で炊き出しの訓練を計画し実施したい。

3. 地域への貢献、認知

①地域イベントへの参加

地区の文化祭等に参加し、地域との交流を深めるとともに施設内での食事や行事に対する取り組みについて紹介できる場をつくる。

②農福連携・地産地消について

地元の農家、障害者施設と連携をはかり（農福連携）、作っていただいた野菜やお米を施設内の食事で提供する。お膳に食材紹介のカードなどをつけて提供する。徐々に回数を増やし、地元産の食材を多く使用したい。

また、地域イベントや施設内での行事等で食材手配をする際は、地元の食材や業者の利用を検討する。

表 1 行事食年間予定表

	予定献立
4月	春のお花見献立、桜もち作りなど
5月	母の日献立
6月	父の日献立
7月	七夕献立、夏祭りなど
8月	夏野菜献立、お盆(おはぎなど)
9月	敬老会のお祝い献立
10月	お月見献立、焼き芋
11月	秋の味覚献立
12月	クリスマス献立、年越しそば打ち大会
1月	新年のお祝い献立、新年会、お雑煮
2月	節分献立、バレンタインの献立(デザートやおやつなど)
3月	ひな祭り献立、ひな祭りのおやつバイキング、お彼岸(ぼたもちなど)

配食サービス・食の自立支援事業

基本方針

高齢者配食サービス事業は、在宅の高齢者を訪問し、定期的に栄養バランスのとれた食事を提供することにより、ひとり暮らし等の高齢者の安否を確認するとともに、疾病及び介護予防対策として健康の維持に寄与し、住み慣れた地域で安心して生活が維持できるように支援することを目的として実施する。

重点施策

1. 利用者本位の事業運営

住み慣れた地域で安心して生活を維持できる支援体制の構築。

①配食時の声掛けや見守り、服薬確認等により状態の変化を観察し必要な対応を行なう。

※認知症の進行及び身体状況等の変化に関して速やかに地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所へ報告し、連携を保ち迅速な対応がとれる体制を確立する。

②栄養管理された食事の提供による健康維持及び献立表を利用して食への関心を高める。

③美味しく安心して召し上がっていただくために、ご利用者様の食事形態に合わせた調理及び盛り付けの工夫を行う。

④地域包括支援センター及び民生児童委員等との連携協力により、近隣の方々との見守りの仕組みを考える。

⑤配食全般についての満足度及び意向調査を実施して、結果を事業運営に反映させる。

2. 地域社会に貢献する事業運営

月曜日から日曜日（祝日含む 365 日）配達。配達スタッフの確保と教育、収支等について計画する。

3. 事業を支える安定した経営

安定した収支による計画的な資金計画を策定する。

①登録者 50 名を目標として、1 日の配食目標を 40 食とする。

②弁当容器等の更新のために計画的な積立を行う。

4. 職員の育成

食中毒や感染症及び交通安全に関し、担当職員への研修を行い、スキルアップを図る。

5. リスクマネジメント

・緊急時に迅速かつ適切な対応と連携体制の確立に努める。

①緊急対応マニュアルの周知徹底及び見直しにより、実態に合った対策を実施する。

②配食時の様子を把握し、地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所等への情報提供と連携協力による事故防止の強化を図る。

③緊急対応等の状況を収集し、分析による予防及び対処を計画する。

- ・食中毒及び感染症予防対策の徹底。
 - ① 管理栄養士の指導により厨房職員（調理師等）への衛生管理を徹底する。
 - ② 配食時の車輛・保冷容器等の温度管理及び衛生管理を徹底する。
 - ③ 配食時に利用者へ直接注意事項等を働きかけ、理解を得る。
- ・交通安全の徹底による事故予防への対策。
 - ①送迎マニュアル等に基づき「安全運転教育研修」を実施する。
 - ②運行日誌を基本に日々の点検及び事故防止についての意識向上を図る。

6. 職員の健康管理

法人が定める健康診断を行い、必要であれば産業医への相談の機会を持つ。

7. 災害対策

住み慣れた地域で安心して生活が継続できるための支援体制の構築

- ①地域の防災マニュアル等を参考にし、災害に備えた取組を検討する。
- ②大規模災害発生時の安否確認については、地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所等と担当職員が連携を図り、個別の訪問等を検討する。
- ③明翔苑に設置される各種委員会と連携して災害防止、感染症及び食中毒防止のための対策を行っていく。

8. 食の自立支援事業

松江市が行っている食の自立支援業務委託事業（361日 昼食、夕食の配達）

栄養バランスの摂れた食事を提供し、当該利用者の安否を確認するとともに高齢者の自立と生活の質を確保します。

第1号被保険者（65歳以上の者）及び要介護認定もしくは要支援認定を受けている
2号被保険者（40歳以上65歳未満）の方で次の要件を全て満たす者

- ・65歳以上の者若しくは要支援以上の認定を受けている第2号被保険者のみの世帯又はそれに準ずる世帯に属する者であること。
- ・食事の調理が困難であること。
- ・栄養のバランスのとれた食事を確保することが難しいこと。
- ・安否確認の必要な者であること。（独居の方、日中独居の方は該当しない。）
- ・市長が別に定める自立生活支援判定会議において配食サービスの必要性があると認められること。
- ・1食あたり450円（副食のみの場合は400円）

※食の自立支援事業と並行して、現行の配食サービスも実施し、食の自立支援事業に該当しない方は、現行の配食サービスを利用していただく。

居宅介護支援事業所

基本方針

1. 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して支援を行う。
2. 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業所から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して支援を行う。
3. 居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。
4. 市町村、医療機関、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者指定介護予防支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

重点施策

1. 介護支援専門員が行う一連の業務の負担軽減や効率化
 - ①オンライン会議システムを使った、担当者会議の実施、他事業所への参加の促し
 - ②ICT を活用した業務負担軽減の取り組み
2. 自立支援・重度化防止に向けた取り組み
 - ①科学的根拠に基づいた質の高いケアマネジメントを行うため、リハビリテーション・機能訓練・口腔・栄養専門職と連携強化する
3. 共生社会の実現に向けた取り組み
 - ①相談窓口の機能（福祉なんでも相談、ACP相談等）
 - ②大輪団地 通所型サービスB（R4 年度開設予定）のバックアップ
 - ③出前講座
 - ④担い手の育成 等
4. 居宅支援事業所における感染症と災害のBCP作成
 - ①感染症に係るBCP
 - a. 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取り組みの実施、備蓄品の確保など）
 - b. 初動対応
 - c. 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有など）

②災害に係る BCP

- a.優先的に安否確認が必要な利用者情報の把握
- b.複数の緊急連絡先の把握
- c.地域の避難所・避難方法に関する情報への留意
- d.地域の関係機関との検討・調整

5. 計画的な研修の実施

居宅支援事業所全体と介護支援専門員個別に、計画的に研修を実施し、研修目的の達成状況について、適時確認を行い評価する。

- ・医療と介護の連携強化に必要な診療報酬及び介護報酬に関する研修
- ・ケアマネジメントの向上に資する研修等
- ・福祉なんでも相談窓口、ACP相談窓口の担当者として包括的支援の展開が可能な専門人材の育成に資する研修

訪問看護ステーション

基本方針

1. 住み慣れた地域や居宅において、利用者が自分らしく「生きる」ことを支えるサービスを提供する。
2. 知識・技術の向上を目指してスタッフ各々が努力をし、利用者およびその家族に安心と信頼をもって利用できる体制づくりをする。
3. 多職種をつなぐコーディネーター役となり、スムーズなサービスの提供が行えるように働きかける。

重点目標

1. 地域包括ケアシステムの推進に向け、在宅医療の担い手として質の高いサービスを切れ目なく提供する。
2. 高い医療ニーズに応えられる医療技術、知識を備えたチーム作りをする。
3. 困難事例やターミナル期であっても多職種との連携を図ることで在宅生活を可能にする橋渡し役となる。
4. コンプライアンスを遵守し、適正な制度運用を行う。
5. ICT化に備え、準備を行う。

業務目標

1. 他のステーションとの差別化を図る
 - ①各スタッフが得意分野を作る
 - ②高い医療ニーズに応えられる知識・技術を習得する
 - ③特定看護師が活躍できる環境づくりと認知のための活動を行う
 - ④看護師とリハスタッフ間での情報共有を密に行う
2. 積極的に研修に参加し、スキルアップを図る
 - ①ステーション内での定期的な勉強会を実施する（月1回以上実施）
 - ・ケースカンファレンス
 - ・スタッフを講師とした勉強会
 - ②スタッフ個々に計画的な研修参加計画を立てる
 - ・ACPに関する研修
 - ・アセスメント能力、病態判断力等スキルアップ研修
 - ・難病患者のリハビリに関する研修
 - ・ターミナル期のリハビリに関する研修

3. ICT化に向け準備を行い、スムーズな移行を目指す

- ・業務の整理、改善点の検討を行う。

4. 利用者獲得のための活動を行う

- ①現在の状況を踏まえた上で、営業の工夫と継続を図る
- ②医療依存度の高い利用者の獲得～病院の連携室に営業し、連絡を密にとる
- ③1時間以上の訪問の獲得につなげる
- ④スタッフによる出前講座を行う
- ⑤地域の催しに参加する
- ⑥リハビリの実績も単位数で管理する
 - ・支援・介護・医療のバランスを意識して管理
 - ・要支援の方については減算期を目処にゴール設定・プラン立案

5. 施設内の在宅サービス間の連携を図る

- ①デイサービスと情報を共有する
- ②居宅介護支援事業所との連携～予防の段階から介入するよう働きかける

6. 多職種に対し密な連携を図り、相談相手となれるような対応をする

7. 訪問看護ステーションにおける感染症と災害のBCPの随時見直し・改定

①感染症に係るBCP

- ・平時からの備え
 - 体制構築・整備、感染症防止に向けた取り組みの実施、備蓄品の確保など
- ・初動対応
- ・感染拡大防止体制の確立
 - 保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有など

②災害に係るBCP

- ・優先的に安否確認が必要な利用者情報の把握
- ・複数の緊急連絡先の把握
- ・地域の避難所・避難方法に関する情報への留意
- ・地域の関係機関との検討・調整

地域における公益的な取組み

基本方針

社会福祉法人豊心会中期ビジョンをもとに、地域共生社会の実現に向けて、公益的取組等を通じた事業を戦略化し、地域の福祉拠点として機能強化を図り、ヒト・モノ・コトが集まる仕組みづくりを実践する。

重点施策

1. 福祉教育への積極的な参画（介護の基礎的講座事業）
2. 城北公民館区内（大輪団地）における共生社会実現に向けた取組みの推進
3. 地域における公益的な取組実施と発信（各種相談窓口事業含む）
4. 福祉の魅力発信に関するイベントへの参加（介護の日PRイベント等）
5. 松江市介護人材確保・検討会議への参加・政策提言
6. 公益的取組を充実させるための資機材の整備

実施主体

出前講座については、特別養護老人ホーム明翔苑及びカラフル大輪町における地域との連携の観点から実施することとし、実施主体は地域活動実践委員会とし、各職員へは必要に応じて活動への参加を要請する。

広報活動

地域における公益的取組の紹介及び、法人内各事業所等で実施している特色あるサービスや行事風景・研修の様子や地域との連携等についての活動を各事業所・部署の関係者と調整を図り、計画・実施・評価・調整する。